

事 故 処 理 基 準

目 次

第1章 総 則

第2章 事故等発生時の通報

第3章 事故の処理等

第4章 地震・津波防災応急対策【南海トラフ地震防災対策】

第5章 事業継続計画

2019年 7月27日

株式会社横浜八景島

第1章 総 則

【目的】

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中、係船中、傭船中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

【事故等の範囲】

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中、係船中の船舶に係る①～④に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び⑤の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

- ① 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故（以下「人身事故」という。）
- ② 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- ③ 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- ④ 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- ⑤ 前記①～④の事象に至るおそれの大きかった事態

【軽微な事故への準用】

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中、係船中、傭船中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故等発生時の通報

第4条 船長及び安全保安要員は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表「官公署連絡表」により最寄りの海上保安官署等に行うものとする。
- 3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話（FAXを含む）又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式(FAX用紙)を船舶及び事務所に備え置くものとする。
- 4 非常連絡は、原則として、官公署連絡表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

【非常連絡事項】

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分によりおこなうものとする。

- (1) 全事故等に共通する事項
 - ① 船名
 - ② 日時
 - ③ 場所
 - ④ 事故等の種類
 - ⑤ 死傷者の有無
 - ⑥ 救助の要否
 - ⑦ 当時の気象・海象
 - ⑧ 営業体制及び内容（係留船）

(2) 事故等の態様による事項

	事故等の種類	連絡事項
a	衝突	<ul style="list-style-type: none"> ① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ② 船体、機器の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときはd項） ④ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、（用）船主・船長名（できれば住所、連絡先） <ul style="list-style-type: none"> －船舶衝突の場合 ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等） <ul style="list-style-type: none"> －船舶衝突の場合
b	乗揚げ	<ul style="list-style-type: none"> ① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触個所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④ 船体、機器の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときはd項） ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
c	火災	<ul style="list-style-type: none"> ① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
d	浸水	<ul style="list-style-type: none"> ① 浸水個所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
e	強取、殺人傷害、暴行等の不法行為	<ul style="list-style-type: none"> ① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況等 ④ 被害者の人数、氏名等 ⑤ 被害者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況
f	人身事故 (行方不明を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病的程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無

g	旅客、乗組員等の行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
i	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

第3章 事故の処理等

【船長のとるべき措置】

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

【運航管理者のとるべき措置】

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条《非常連絡（官公署連絡表、緊急連絡系統）》に従って関係者に通報しなければならない。
- 3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。
 - ① 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
 - ② 海上保安官署への救助要請
 - ③ 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
 - ④ 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
 - ⑤ 船長に対する必要事項の連絡及び助言
 - ⑥ 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
 - ⑦ 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

【事故処理組織】

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

事故処理組織表

	職務
経営トップ	総指揮
安全統括管理者、運航管理者	総指揮補佐又は総指揮
救難対策班 横浜・八景島 シーパラダイス 班長 ①アクアリゾーツ 【支配人】 (係留船) ②プレジャーランド 【支配人】 (その他の船舶) ③㈱ヤマハ藤田 【社長及び所長】 (小型船舶) 班員	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること。
旅客対策班 班長 営業部長 班員	旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理その他旅客の対策に関するここと。
庶務対策班 班長 管理部長 班員	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応待（発表を除く。）、救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関するここと。

【医療救護の連絡等】

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は、横浜八景島救護センターおよび別表、安全管理組織表「官公署連絡表（医療機関）」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。運航管理者はこれを支援する。

【現場の保存】

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

【事故調査委員会】

第 11 条 事故調査委員会組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

事故調査委員会組織表

	職名
委員長	経営トップ、安全統括管理者
副委員長	安全統括管理者補佐、運航管理者
委員	関係運航管理補助者、関係副運航管理者 船舶担当者、施設担当者、(株)ヤマハ藤田

【事故後の措置】

第 12 条 事故調査委員会は、調査結果を記録、管理するとともに事故再発防止と安全対策を強化するために必要な措置を講じるものとする。

【記録の管理】

第 13 条 事故記録は、運航管理者が適切な管理を行い、社内に周知するとともに、従業員の安全態勢向上のために自由に閲覧できる保管をするものとする。

第 4 章 地震・津波防災応急対策

【適用の範囲と目的】

第 14 条 この章は、大規模地震対策特別措置法第 7 条による地震防災応急計画の作成に基づき、同法第 9 条第 1 項による警戒宣言が発せられた場合の、当社における対策措置事項並びに防災訓練、広報に関する事項を定めることにより、迅速かつ的確な地震・津波防災応急対策を実施し、人命の安全確保と損害の局限を図ることを目的とする。

【地震・津波防災応急対策の基本方針】

第 15 条 地震・津波防災応急対策は、人命の安全確保を最優先に、関係機関と密接な連携を取り全力で対処することを基本方針とする。また、不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最前の措置をとるものとする。

【地震・津波防災応急対策の適用】

第 16 条 地震・津波防災応急対策は、当社の運航する全ての航路及び係留船に適用され、人命の安全確保と損害の局限を図るため、原則として全ての業務に優先されるものとする。

【地震・津波対策警戒本部の設置】

第 17 条 警戒宣言が発せられた場合には、防火・防災管理者（自衛消防本部隊長）を中心とした地震・津波対策警戒本部をおき、別表 2 のように自衛消防隊組織を中心とした全社的な指示系統のもと防災活動をおこなう。

【情報の収集】

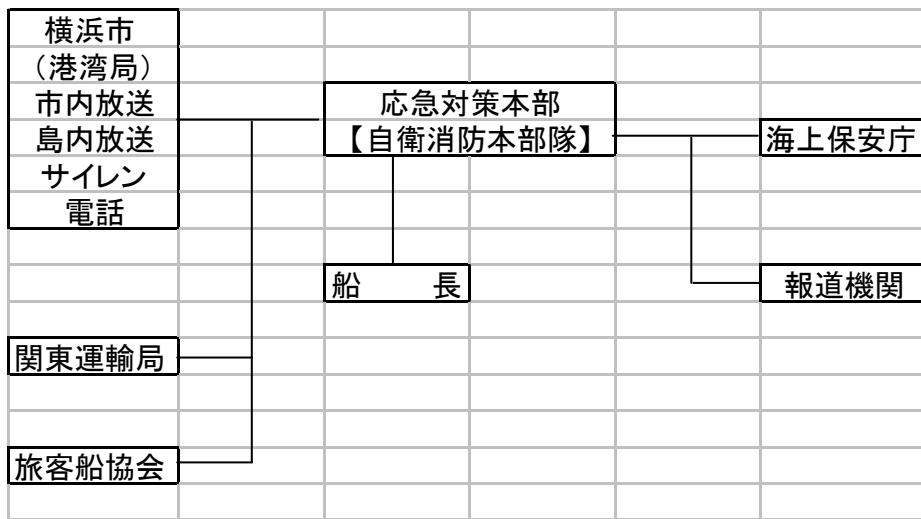
第 18 条 地震・津波に関する情報の収集は、放送（テレビ、ラジオ）や防災無線等による。

また、横浜・八景島シーパラダイスに設置されている地震速報装置（横浜市所有）により、事前の情報収集をおこなう。

- 2 職員は、放送や関係機関からの津波情報の入手に加え、潮位計の確認等あらゆる手段により、地震・津波に関する情報の入手及びその最新化、旅客への情報提供に努める。
- 3 地震や津波に関する情報を入手した場合は、担当の陸上職員は、直ちに、電話、無線機等により、本船との間で情報の共有を図る。
- 4 地震や津波に関する情報を入手した場合は、担当の陸上職員は、直ちに、電話、無線機、視認等により、待合旅客の待機状況等旅客ターミナル等の陸上職員との間で情報の共有を図る。

【情報の伝達経路】

第18条 警戒宣言、避難指示及びこれに関する情報は下図の通り伝達されるものとする。



- 2 社内及び船舶間における連絡は、停電や電話回線混雑による情報伝達の遅滞を防止するため、基本に業務無線機を使用するものとする。

【地震発生時のお客さま対応】

第19条 陸上職員は、地震発生時は、身体の安全を図るとともに、大きな揺れが収まった後、ターミナル旅客に対し、館内放送等により、身体保護や屋外への飛び出し禁止、エレベーターの使用禁止等を呼びかけるとともに、パニックの防止に努める。

・旅客に対する案内は、以下の文言により行う。

①「緊急情報です。ただ今地震が発生しました。お客様は落ち着いて身の安全を図ってください。」
②（地震が大きく、津波が想定される場合）

「津波が想定されます。係員の誘導に従って下さい」

③（津波情報がない場合）

「余震も想定されますので、むやみに動かないでください。地震情報が入り次第お知らせします。」

④（地震情報の提供）

「ただいまの地震は、震源地〇〇でマグニチュード〇〇でした。横浜市金沢区（ターミナル所在地）の震度は〇〇でした。ターミナルの被害は現在調査中です。」

- 2 ターミナル勤務者は、お客様の安全を最優先し、防災管理者の判断のもと、お客様の避難誘導にあるものとする。

① 地震発生時は、揺れがおさまるまで身体の安全をはかること。

② 横浜・八景島シーパラダイス（プレジャーランド）または管理部と連絡をとり、震源地、震

度などの地震に関する初期情報収集に努め旅客に情報提供案内をおこなう。

- ③ お客様の不安感をとり除く案内をおこない、また、余震による機械類の転倒や落下に注意を呼びかけるとともに、むやみに動き回らないよう案内をする。
 - ④ 火気及びコンセント、危険物施設等の点検をおこない、火災の発生を防ぐことに努める。
 - ⑤ 栄橋の破損状況、安全状況を速やかに確認し、運航中の船舶がある場合は地震情報を船長に連絡し、八景島周辺および栄橋の状況を詳細に伝え、着岸に関する指示をおこなう。
 - ⑥ 船舶着桟後は、船から栄橋、栄橋からターミナルへと誘導をおこない細心の注意をはらい慎重に行動する。
 - ⑦ ターミナルや栄橋で負傷者が発生した場合は、応急措置をおこない、速やかに管理センターに連絡をし救急の要請を行う。
 - ⑧ 津波避難発生については、船舶が着桟していない場合に大津波警報又は津波警報を入手したときは、第 19 条に定めるところより、陸上職員、ターミナル旅客の避難を案内誘導し、自らも避難する。
 - ⑨ 津波のおそれがない場合であっても、地震被害によりターミナル内にとどまることが危険と判断されるときは、陸上職員、屋外の安全を確認の上、ターミナル旅客を屋外又は指定避難場所に案内誘導し、自らも避難する。
- 3 船長および船舶乗組員は、地震の発生にともない、地震情報があった場合、運航管理者および運航管理補助者の指示に従運航をおこなう。また、着岸についても同様とする。また、地震・津波発生時の緊急離岸にあたっては、船長の指揮判断の下、出港作業にあたる。
- ① 船長は、地震初期情報を乗客に連絡し、乗客の不安感をとり除く案内をおこない、また、余震による転倒等を避けるため、船内をむやみに動き回らないよう案内をする。
 - ② 船長および乗組員は、速やかに、地震による船舶の被害状況の有無を確認し運航管理者に連絡をする。
 - ③ 船長は、船内で負傷者が発生した場合は、応急措置をおこない、着桟後速やかに病院へ搬送できるよう応急の要請を行う。
 - ④ 船長は、津波到着予定時間まで緊急離岸に必要な作業時間が確保できないと見込まれる場合又は「津波注意報」を入手した場合は、着岸待機することとし、船内の旅客・乗組員は船内待機することとする。また、津波到達予定時間まで 60 分以上の余裕がある場合は、本船の係留を確認・強化する。
 - ⑤ 船長は、「大津波警報」又は「津波警報」を入手した場合で、津波到着予定時間まで 60 分以上の余裕があるときは、ただちに、緊急離岸の準備に着手し、安全な水域までの航行を開始する。また、情報を入手した時点で乗下船中の場合においても、ただちに作業を中断し、緊急離岸の作業に入る。
 - ⑥ 船長は、「大津波警報」又は「津波警報」を入手した場合で、津波到達予定時間まで 60 分以上の余裕があるときは、ただちに、旅客を下船させ、陸上職員の誘導の下、避難場所に避難させる。乗組員についても同様に避難場所に避難する。
 - ⑦ 船長は、旅客の乗下船中に、「大津波警報」又は「津波警報」を入手した場合には、ただちに、乗下船作業をとりやめ、本船は、着岸待機（又は緊急離岸）の準備に着手する。下船した又は乗船できなかった旅客については、陸上職員により避難場所への誘導を行う。
 - ⑧ ④～⑦については、津波注意報および大津波警報又は津波警報の情報により作業内容が異なる。また、船長は船舶の安全を考慮した上で対応し判断をおこなう。

【旅客に対する情報の伝達】

第 20 条 自衛消防本部並びに船長は、警戒宣言等を旅客及び八景島残島者に対し、速やかに伝達・周知する。

- 2 情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し旅客の混乱防止に努めることとする。
- ① ラジオ又はテレビにより正確な情報を収集し、旅客が直接視聴できるよう考慮する。
 - ② 旅客船の運航方針及び予定を併せ伝達する。
 - ③ 避難指示が発令された場合には、八景島避難誘導手順書に則った避難場所及び経路等を周知する。

- ④ 非常の場合の避難要領、救命胴着の格納場所及び着用方法等を周知する。
- ⑤ 地震・津波発生時に陸上避難する場合の避難場所は、横浜・八景島シーパラダイス指定避難場所一次避難場所A（アクアミュージアム前広場）津波については、二次避難場所1（丘の上広場）とし避難経路は別紙1のとおりとし、旅客船ターミナル内及び船内に常時掲示する。

【平時の点検及び整備】

第 21 条 運航管理者及び船長は、情報の収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオ又はテレビをえ付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

【警戒宣言発令時の点検及び整備】

第 22 条 船長は、警戒宣言が発令された場合は、船体・機関・救命・消防の各設備を点検するものとともに船内移動物の固縛及び危険物の管理に万全を期すものとする。

【運航の中止】

第 23 条 警戒宣言が発令された場合は、原則として直ちに運航を中止する。

また運航中の船舶は、最寄りの桟橋、またはターミナルへ着桟し次の指示を待つものとする。

【運航中止後の旅客船の避難及び保安】

第 24 条 旅客を下船させた後の船舶は、荒天係留し十分な保安措置を講ずるものとする。

【運航中止後の旅客の取扱い】

第 25 条 運航を中止し旅客を下船させた後、当該港において避難指示及び勧告がなされる等旅客の避難要される場合は、市（港湾局）及び港湾管理者の指示に従うものとする。

【避難先等の通報】

第 26 条 船長は、船舶の避難及び荒天係留した場合、速やかに運航管理者に対し避難位置・避難後の状況を報告し、以降の連絡を密にする。

2 運航管理者は、船長からの報告を「安全管理組織表・官公署連絡表」により関係機関へ通報・連絡するものとする。

【避難時の係留に関する留意事項】

第 27 条 船舶の避難を行う際には、次の事項に留意し万全の保全措置を講ずるものとする。

- (1) 他の避難船も多く混雑が予想されるため操船には慎重を期すること。
- (2) 津波の来襲を踏まえ、見張り・船位確認の徹底、機関・投錨用意等十分な保全措置を講ずること。
- (3) 錨泊中の津波来襲を踏まえ、錨鎖の延長、錨の追加、機関用意等の措置を講ずること。

【運航の再開】

第 28 条 第 22 条により運航を中止した旅客船は、次のいずれかに該当した場合は運航を再開するものとする。

- (1) 警戒解除宣言が発せられた場合
- (2) 地震発生後、使用港湾において安全が確認される等、運航再開に支障が無いと確認された場合

【地震発生後の旅客の下船】

第 29 条 旅客を乗船させたまま海上へ避難した場合において、第 27 条による安全確認ができず、短時間での運航再開の見込みが無い時には、港湾施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し、安全な港へ入港し旅客を下船させる等の措置を講ずるものとする。

【地震防災に関する教育及び訓練】

第 30 条 各部の所属長および運航管理者は、地震は予測不可能なため発生に備え当社単独又は関係機関と共同した地震防災に関する教育及び訓練を計画し、定期的に実施するものとする。

【地震防災に関する広報】

第31条 運航管理者は、警戒宣言が発令された際の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を船内、ターミナルその他必要とされる箇所に掲示することとする。
(大規模地震発生時避難場所 別紙1)

第5章 事業継続計画

第32条 横浜・八景島シーパラダイスプレジャーランド船舶部門の新型インフルエンザ等（以下災害という）の被害が拡大した際ににおける事業計画について定める。

第33条 災害が発生した場合は、経営トップを中心とした危機対策本部を設置し速やかに予防・感染拡大防止の対策を取る
①体調管理のため、客船ターミナルに体温計を置き毎日体温を計測する
②アルコール消毒薬、うがい薬を設置する
③家族が発症した場合も必ず上長に届け出てその指示に従う
④乗客が発症した場合は速やかに救護センターに案内、誘導する
⑤災害防止、注意事項喚起のポスターを掲示する
⑥マスクを着用する（危機対策本部より指示のあった場合）

第34条 原則として船舶運航業務を中止、中断しないで対応するのが、以下の場合は運航を中止、中断する。船長資格者は4名とする。
①船長4名が出社できない場合
②船長が1名しか出社できない場合（乗務員が1名以上出社できる場合は運航する）
③①②の場合でも陸務員が出社できない場合

第35条 原則として船長が2名以上出社可能なら運航するが、陸務員の状況により運航の可否を決定する。

第36条 最終的な判断は、船長等従業員の健康状態を勘案し、安全統括管理者、安全統括管理者補佐、運航管理者が協議をし決定する。

第37条 事業の再開を速やかに実施するため、船長としての運航資格を所持した従業員の養成に努める。なお、従業員は原則として横浜・八景島シーパラダイスプレジャーランドの従業員とする。

第38条 事業所のひとつの部門が営業できない場合は、船舶運航の継続については危機対策本部の指示に従う。（例）アクアリゾーツが営業できない場合等

第39条 八景島全体の営業を中止すると危機対策本部が決定した場合は、その指示に従う。

第40条 横浜市より、八景島を閉島する指示・命令が出された場合は、危機対策本部の指示に従う。

第41条 火災および震災等の場合は、従業員の安否確認を第一に行う。なお、当日休務している従業員の安否も行う。したがって、従業員の緊急連絡先を把握しておくこと。

第42条 火災および震災等で、桟橋および船舶本体の損傷が著しい場合は、その内容を精査し、修復終了後安全を確認し運航を再開する。
なお、八景島全体および周辺の損傷状態、神奈川県内外の電気・ガス・水道・交通機関・道路等の損傷および復旧の状況により、営業が困難と危機対策本部が決定した場合はその指示に従う。

付 則

この基準は、2019年7月27日より実施する。